

# 非常コンセント設備の設置等に関する指導基準

(趣旨)

第1 この基準は、非常コンセント設備の設置及び維持に関し、消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）及び消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(設置位置)

第2 非常コンセントの設置位置は、次によること。

- (1) 直通階段、特別避難階段の附室又は非常用エレベーターの昇降ロビーとすること。
- (2) 直通階段の出入口から容易に視認できる5m以内の位置とすること。
- (3) 各階に直接通ずる出入口のない場合で、非常コンセントを各階ごとに設けることが適当でないと認められるものにあつては、当該階の各部分から、前(1)(2)により設ける非常コンセントまでの歩行距離が50m以下となるように設置すること。
- (4) 原則として連結送水管の放水口と同位置とすること。

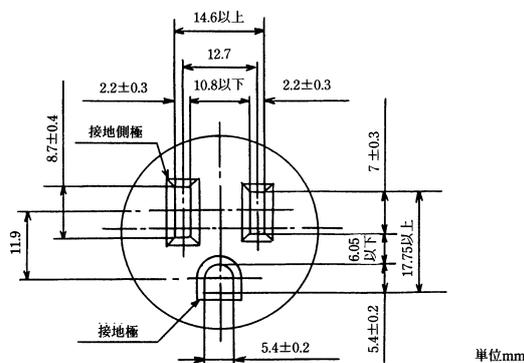
(非常コンセントの規格等)

第3 非常コンセントは次によること。

- (1) プラグ受けはJIS C 8303接地形2極コンセント（JIS C 8303-1993、2極接地極付差し込み接続器）のうち、定格15A、125Vに適合するものを2個設けること。
- (2) プラグ受けの接地極にはD種接地工事を施すこと。

(参考図)

非常コンセントの差し込み接続器のプラグ受け



(保護箱)

第4 保護箱は、次によること。

- (1) 保護箱の大きさは長辺、短辺とも、およそ25cm以上とすること。
- (2) 防錆加工を施した厚さ1.6mm以上の鋼製のものとする。
- (3) 扉は操作に支障のない角度で、容易に開閉できること。
- (4) 保護箱内には、差込プラグの離脱防止のためのフックを設けること。
- (5) 保護箱にはD種接地工事を施すこと。
- (6) 保護箱の上部には赤色の表示灯を設けること。
- (7) 保護箱は、耐火構造の壁に埋め込むか、又は配電盤及び分電盤の基準（昭和56年12月22日 消防庁告示第10号）第3、1(2)に準じたものを設けること。ただし、火災の影響

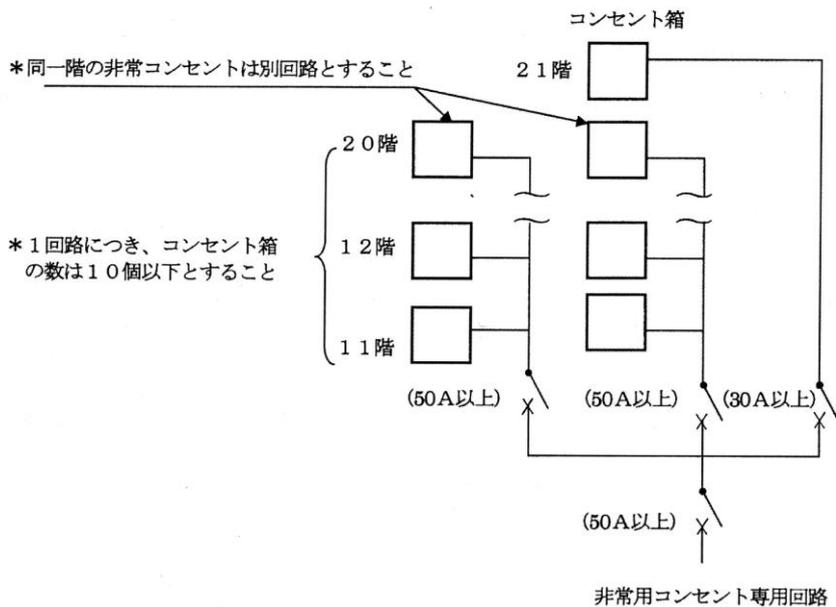
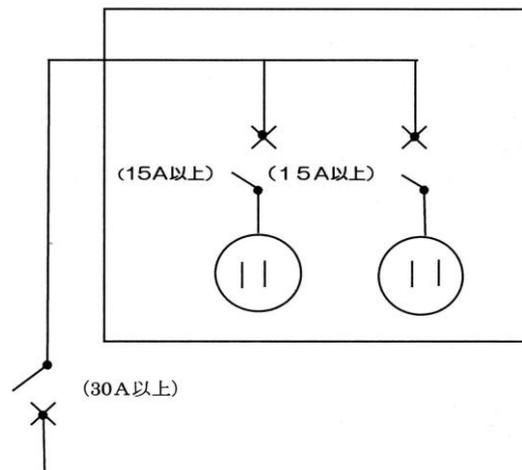
を受けるおそれの少ない場所にあつては、この限りでない。

(電源、配線及び回路)

第5 電源及び配線は次によること。

- (1) 電源からの回路は、主配電盤からの専用回路とすること。
- (2) 電源の回路には地絡により電源を遮断する装置を設けないこと。
- (3) 専用回路の幹線から各階の非常コンセントに分岐する場合は、分岐用の配線用遮断器を保護箱内に設けること。
- (4) (3) の配線用遮断器は、100V、15A以上とすること。
- (5) 保護箱内の配線、プラグ受け及び分岐用遮断器の充電部は、露出しないように設けること。
- (6) 同一階に保護箱を複数設置する場合は、それぞれの保護箱の数だけ専用回路とすること。
- (7) 保護箱は1回路につき10個以下とすること。
- (8) 非常コンセント回路の幹線及び電気の供給量(遮断器の容量)は次表によること。
- (9) 電源の配線用遮断器には非常コンセント用である旨の表示を赤色とすること。

(参考図)



表

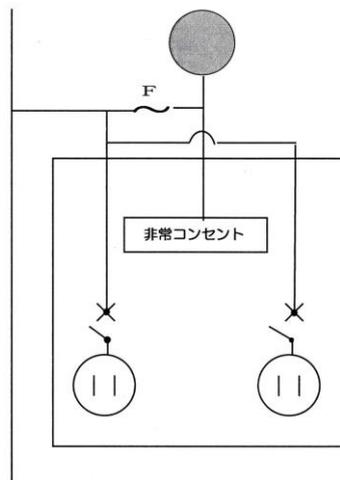
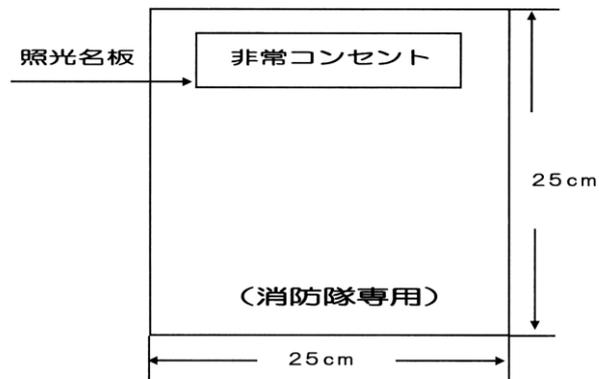
非常コンセント箱数	非常コンセント回路及び幹線の遮断器容量	幹線の電線断面積又は径	
		mm <sup>2</sup>	mm
1	30A以上	5.5以上	2.6以上
2以上	50A以上	14.0以上	—

(表示)

第6 表示は、次によること。

- (1) 非常コンセントの保護箱の表示は、白地に赤文字又は赤地に白文字で「非常コンセント」とし、文字の大きさは各辺が2cm以上とすること。
- (2) 保護箱の上部に設ける赤色の灯火は、屋内消火栓設備の基準の赤色の灯火に準ずること。
- (3) 灯火の回路の配線は非常電源の基準によるほか、灯火及び浮き出し文字の回路は、配線用遮断器の1次側から分枝し、保護用のヒューズを設けること。

(参考図)



(屋内消火栓箱と保護箱の接続)

第7 屋内消火栓箱と保護箱の接続は次によること。

- (1) 保護箱は消火栓箱の上部とすること。
- (2) 消火栓部分、放水口部分、弱電流配線等と非常コンセントとは不燃材料で区画すること。
- (3) 保護箱の扉と消火栓箱の扉は別開きとすること。
- (4) 非常コンセント設備の赤色の灯火は、屋内消火栓設備の基準に定める赤色の灯火と兼用することができる。

附 則

この基準は、平成22年4月1日より適用する。